

令和7年度長崎県アンテナショップ「日本橋 長崎館」機能強化推進事業業務委託 入札説明書

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務名

令和7年度長崎県アンテナショップ「日本橋 長崎館」機能強化推進事業業務委託

(2) 仕様

別添「令和7年度長崎県アンテナショップ「日本橋 長崎館」機能強化推進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 入札及び開札の日時及び場所

① 日時：令和7年6月17日（火） 午後1時30分

場所：長崎県庁1階 入札室（長崎市尾上町3番1号）

- ・ 電送による入札は認めません。
- ・ なお、入札及び開札の当日が悪天候（大雨、暴風雨等）の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に2（1）の部局に確認して下さい。

② 郵送による場合の入札書の受領期限等

受領期限：令和7年6月16日（月）午後5時（必着）

提出先：長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課

- ・ 郵送により入札書を提出する場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、特定封筒郵便、及び特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

(5) 入札が代理人である場合の委任状の提出

- ① 入札が代理人である場合は、委任状の提出が必要です。
- ② 代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一にして下さい。
- ③ 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができません。

(6) 質問への回答

当該入札の仕様書に関する質問については、期日までに下記連絡先（メール又はFAX）へ内容を送信のうえ、必ず電話により着信の確認を行ってください。質問への回答は、長崎県ホームページへ掲載します。

連絡先：長崎県文化観光国際部物産ブランド推進課

メール：s38040@pref.nagasaki.lg.jp FAX：095－895－2562

提出期限：令和7年6月3日（火）正午まで

(7) 入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって

落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載して下さい。

- ③ 入札金額（首標数字）は訂正することができません。
- ④ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができません。
- ⑤ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書に代理人の記名押印が必要です。
- ⑥ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められません。

【注意事項】

- ・ 入札書は、会社名、委託の名称、商号又は名称（代理の場合は氏名）を記入し、封筒に入れ提出して下さい。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印して下さい。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・ 入札書の宛名は、長崎県知事 大石賢吾 宛として下さい。

※ 郵送による入札の場合の「入札書」等の提出方法

- ・ 入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒して下さい。
- ・ 内封筒には入札書のみを入れ、封筒に入札番号、入札業務名、開札日、会社名、代表者名を記入して下さい。
- ・ 郵送用の外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れ、封かんのうえ、封筒に、入札の公告に示す担当部局名、会社名、代表者名、連絡先を記入して下さい。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印して下さい。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・ 内封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となりますので、ご注意ください。

(8) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

(ア) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額を納付して下さい。入札保証金を納付する場合は、令和7年6月11日（水）午後5時までに、2（1）の部局へ申し出て下さい。「保管金受入決議書兼通知書及び保管金払込書」を送付しますので、令和7年6月13日（金）までに最寄りの公金取扱銀行で納付して下さい。納付後、入札日に、銀行の領収印が押された領収証の写しをご持参下さい。

落札者とならなかった者が納付した入札保証金は、入札終了後に還付しますが、還付には相当の日数を要し、入札日当日の還付はできませんのであらかじめご了承下さい。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとします。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出したとき。

- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11 年法律第103 号）第2 条第1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15 年法律第112 号）第2 条第1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15 年法律第118 号）第2 条第1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2 回以上締結し、その契約を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、県が定める規模とは次の3 区分とします。

- 規模 (a) 3,000 万円以上
 (b) 3,000 万円未満1,000 万円以上
 (c) 1,000 万円未満

- (イ) 入札保証金の免除手続きは、令和7 年6 月1 1 日（水）午後5 時までに必要な書類を添えて、2（1）の部局へ持参若しくは郵送（必着）して下さい。
- (ウ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・ 入札保証金額の計算については、消費税1 0 %込額のさらに5 %となるので1,000,000円で入札する場合は50,000円でなく、55,000円となるのでご注意ください。入札保証金が50,000円の場合は、909,090円までしか入札できず、同額を超える入札は無効となります。
- ・ 入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないで下さい。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7 日目として下さい。
- ・ 同種及び同規模以上の契約の証明書等（2 件）は、令和5 年度から令和7 年6 月1 6 日（月）までに契約を締結した場合となります。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

② 契約保証金

- (ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出して下さい。

- (イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の1 0 0 分の1 0 以上の金額を納付して下さい。

ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除されるものとします。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の1 0 0 分の1 0 以上）を締結し、その証書を提出したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11 年法律第103 号）第2 条第1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15 年法律第112 号）第2 条第1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15 年法律第118 号）第2 条第1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2 回以上締結し、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、県が定める規模とは次の3 区分とします。

- 規模 (a) 3,000 万円以上
 (b) 3,000 万円未満1,000 万円以上

(c) 1,000 万円未満

(ウ) 契約保証金の納付は、国債又は地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

【注意事項】

- ・ 同種及び同規模以上の契約の証明書等（2件）は、令和5年度から令和7年6月16日（月）までに契約締結し、完了した case となります。

(9) 入札の無効

次に該当する case には、当該入札者の行った入札は無効とします。なお、下記①から⑦により無効となった者は、再度の入札に参加することができません。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦ 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑭ その他入札書の記載事項について、入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(10) 落札者の決定方法

- ① 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
- ② 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- ③ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととします。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととします。

【注意事項】

- ・ 第1回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度の入札及び開札を行う予定です。
- ・ 再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会った入札参加者に限りますのでご出席願います。
- ・ 入札回数は3回までとしますが、2回目以降の入札金額についても入札室から退室しての本社との協議等はできないので3回目までの金額についても委任を受けておいて下さい。3回までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行いますので、見積額の準備もお願いします。なお、2回目以降を辞退する場合でも終了まで退席できませんのでご協力下さい。

(11) 契約書の作成等

- ① 落札通知を受けた日から5日以内に契約締結ができるよう2(1)の部局で作成します。
- ② その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによります。

(12) 競争入札の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同項第1号の規定に該当しない者である。
- ② 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 令和7年度長崎県アンテナショップ「日本橋 長崎館」機能強化推進事業業務に関する令和7年5月 日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。（当該告示は、長崎県ホームページに掲載）
- ④ この告示の日から1(4)の入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑤ 長崎県の責に帰さない事由により契約が解除され、その解除の日から3年間を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- ⑥ この公告の日から1(4)の入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
名称：長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課
電話：095-895-2623

(2) 入札参加資格審査を得るための申請方法等

- ① 競争入札参加資格申請書に必要書類を添付し、2(1)に掲げる部局に提出して下さい。
- ② 申請の時期は、この入札に関する公告の日から、令和7年6月6日（金）までとします。（県の休日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、最終日に限り正午までですので注意してください。）

③ 申請書の交付・提出場所及び申請に関する問い合わせ先

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

名称：長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 百岳、才津

電話：095-895-2623

(注) 代理人が押す印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。